

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第7号

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

(大阪広域水道企業団処務規程の一部改正)

第1条 大阪広域水道企業団処務規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(分課)	(分課)
第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部に経営企画課、危機管理課、広域連携課、 <u>広域調整課</u> 、総務課及び会計課を置く。	第1条 大阪広域水道企業団水道企業条例(平成23年大阪広域水道企業団条例第2号)第4条に規定する経営管理部に経営企画課、危機管理課、広域連携課、総務課及び会計課を置く。
2 (略)	2 (略)
(出先機関の設置)	(出先機関の設置)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
村野浄水場 (略)	村野浄水場 (略)
浄水管理室 浄水調整課、浄水運用課、 <u>水質管理課</u> 、保全課、整備課、 <u>施設課</u>	浄水管理室 浄水調整課、浄水運用課、 <u>水質課</u> 、保全課、整備課
庭窪浄水場 (略)	庭窪浄水場 (略)
浄水管理室 浄水調整課、浄水運用課、 <u>水質管理課</u> 、整備課、庭窪管理課、大庭管理課、三島・万博管理課	浄水管理室 浄水調整課、浄水運用課、 <u>水質課</u> 、整備課、庭窪管理課、大庭管理課、三島・万博管理課

<p>(略)</p> <p>(分掌)</p> <p>第3条 第1条第1項に規定する経営企画課、危機管理課、広域連携課、<u>広域調整課</u>、総務課及び会計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>広域連携課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>広域調整課</u></p> <p><u>水道事業の統合の推進及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(分掌)</p> <p>第3条 第1条第1項に規定する経営企画課、危機管理課、広域連携課、総務課及び会計課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>広域連携課</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 水道事業の統合の推進及び総合調整に関すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>2～4 (略)</p>
---	--

(大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程の一部改正)

第2条 大阪広域水道企業団の職の設置に関する規程(平成23年大阪広域水道企業団管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(出先機関に置く職)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、水道センターに所長補佐を置くことができる。</u></p> <p>(職務権限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 部長、部に置く課の課長、場長及び所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、経営管理部長にあつては、<u>経営企画課、危機管理課、広域連携課及び広域調整課</u>に属する事務のうち経営戦略担当部長の所掌する事務を除く。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(出先機関に置く職)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(職務権限)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 部長、部に置く課の課長、場長及び所長は、上司の命を受け、所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。ただし、経営管理部長にあつては、<u>経営企画課、危機管理課及び広域連携課</u>に属する事務のうち経営戦略担当部長の所掌する事務を除く。</p> <p>3 (略)</p>

<p>4 経営戦略担当部長は、上司の命を受け、経営、企画、危機管理、<u>広域連携及び広域調整</u>に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、経営企画課、危機管理課、<u>広域連携課及び広域調整課</u>に属する職員を指揮監督する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 所長補佐は、所長を補佐するとともに、上司の指揮を受け、担当事務を掌理する。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p>	<p>4 経営戦略担当部長は、上司の命を受け、経営、企画、危機管理<u>及び広域連携</u>に関する事務を統括し、当該事務を処理するため、経営企画課、危機管理課<u>及び広域連携課</u>に属する職員を指揮監督する。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3</u> (略)</p>
--	---

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。